

長野県告示第 112 号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

令和 8 年 3 月 16 日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	区 域
佐久市東（第 1・第 2） 水資源保全地域	佐久市志賀字長山 1 番 94 から 96 まで、108、155 から 164 まで、167、168、171、172、175、228 から 234 まで、236 から 240 まで、247 から 253 まで、255、279 から 289 まで、309、316 から 391 まで、394 から 398 まで、400 から 403 まで、419 から 429 まで、441 から 470 まで、477 から 480 まで及び 548 の区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県佐久地域振興局及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課